



# 宮 崎 県 公 報

令和4年3月3日(木曜日) 第 285 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

○人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) 1

### 告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………(障がい福祉課) 1
- 有害興行の指定……………(子ども家庭課) 2
- 民有林の保安林の指定予定……………(自然環境課) 2
- 道路の区域の変更(5件)……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始(4件)……………( “ ) 3
- 道路の占用を制限する区域の指定(2件)……………( “ ) 4
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………(砂防課) 4
- 土砂災害警戒区域の指定(2件)……………( “ ) 5
- 土砂災害特別警戒区域の指定(2件)……………( “ ) 5

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 6
- 基本測量の終了の通知……………(管理課) 7
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………(建築住宅課) 7
- 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者の業務停止の命令……………( “ ) 8

### 人事委員会規則

○不利益処分についての審査請求に関する規則の

一部を改正する規則……………8

○勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則……………9

○県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則……………11

○職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則……………11

○職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則……………11

○職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則……………12

○職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則……………12

○職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則……………12

**人事委員会告示**

○不利益処分についての審査請求に関する提出書面の様式等を定める規程の一部を改正する告示……………12

**選挙管理委員会告示**

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………13

○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………13

## 規 則

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第9号

#### 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則(平成12年宮崎県規則第119号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号(その1)、別記様式第1号(その2)、別記様式第3号から別記様式第6号(その2)までの規定、別記様式第8号(その1)及び別記様式第8号(その2)中「㊟」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

## 告 示

### 宮崎県告示第144号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和4年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510700109	ヘルパーステーション 稲の穂	串間市大字西方6787番地18	株式会社ライフサポート	串間市大字西方6787番地18	令和4年3月1日	居宅介護 重度訪問介護

宮崎県告示第 145号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和4年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日
3年-20	映画	深爪 百合不倫	THE DIRECTORS ALLIANCE <日活>	令和4年2月24日
3年-21	映画	Grand Guinol グラン・ギニョル	MinyMix Creati部	
3年-22	映画	熟女快楽 一夜妻	北沢組 <新東宝映画>	
3年-23	映画	ポゼッサー (原題) POSSESSOR	キングレコード (イギリス、カナダ)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 146号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和4年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東白杵郡椎葉村大字不土野字久保1006-24

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字久保1006-24（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 147号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年3月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	222号	都城市安久町4253番2地先から同市同町4253番2地先まで	旧	41.4~ 54.0	25.6
				新	41.4~ 54.0	

宮崎県告示第 148号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年3月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
49	県道	北方土 々呂線	延岡市石田 町4100番1 地先から同 市同町4275 番2地先ま で	旧	4.1～ 28.4	324.1
				新	11.4～ 48.1	324.1

**宮崎県告示第 149号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 3 月 3 日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
105	県道	馬渡大 川原線	都城市美川 町2523番93 地先から同 市同町2523 番93地先ま で	旧	8.6～ 9.6	11.0
				新	18.0～ 21.3	11.0

**宮崎県告示第 150号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 3 月 3 日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町菅原字椎 葉内未1449 番47地先か ら同市同町 菅原同字未 1449番47地 先まで	旧	10.0～ 13.4	24.6
				新	10.0～ 15.8	24.6

**宮崎県告示第 151号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 3 月 3 日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町板上字梶 野 716番 67地先から 同市同町板 上同字 7 16番67地先 まで	旧	6.3～ 8.5	37.1
				新	6.3～ 25.7	37.1

**宮崎県告示第 152号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 3 月 3 日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	222号	都城市安久 町4253番2 地先から同 市同町4253 番2地先ま で	令和 4 年 3 月 3 日

**宮崎県告示第 153号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 3 月 3 日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
47	県道	三股高 城線	北諸県郡三 股町大字長 田字仁田山 1735番3地	令和 4 年 3 月 3 日

			先から同郡 同町同大字 同字1735番 3地先まで
--	--	--	------------------------------------

**宮崎県告示第154号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年3月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
49	県道	北方土々呂線	延岡市石田町4100番1地先から同市同町4275番2地先まで	令和4年3月3日

**宮崎県告示第155号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年3月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
105	県道	馬渡大川原線	都城市美川町2523番93地先から同市同町2523番93地先まで	令和4年3月3日

**宮崎県告示第156号**

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年3月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	222号	都城市安久町4253番2地先から同市同町4253番2地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年3月18日

**宮崎県告示第157号**

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年3月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	三股高城線	北諸県郡三股町大字長田字仁田山1735番3地先から同郡同町同大字同字1735番3地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年3月18日

**宮崎県告示第158号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成19年宮崎県告示第337号、平成20年宮崎県告示第201号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和4年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
小 林 市	新町谷川	05- 362- 1 - 022	土 石 流
	下九瀬 10	II- 1 - 5701	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 159号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和4年3月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
延 岡 市	笠ヶ谷川	10- 203- 1 - 143	土 石 流
	崩ヶ内谷川	10- 203- 1 - 144	土 石 流
	山田谷川 1	10- 203- 1 - 145	土 石 流
	小山田谷川	10- 203- 1 - 146	土 石 流
	山田谷川 2	10- 203- 2 - 077	土 石 流
	山田の谷川	10- 203- 2 - 078	土 石 流
	須佐谷川	10- 203- 1 - 142	土 石 流
	須佐町(3)大内谷川	10- 203- 3 - 028	土 石 流
	須佐町(4)大内谷川	10- 203- 3 - 029	土 石 流
	須佐第 1	I- 1 - 1582	急傾斜地の崩壊
	須佐第 2	I- 1 - 1583	急傾斜地の崩壊
	須佐第 5	I- 1 - 2145	急傾斜地の崩壊
	須佐第 3	I- 1 - 2136	急傾斜地の崩壊
	須佐第 6	I- 1 - 3562	急傾斜地の崩壊
	須佐第 7	I- 1 - 3563	急傾斜地の崩壊

須佐第 8	I- 1 - 3648	急傾斜地の崩壊
須佐第 8-新①	I- 1 - 3648-新①	急傾斜地の崩壊
山月第 1	I- 1 - 1485	急傾斜地の崩壊
山月第 4	I- 1 - 1488	急傾斜地の崩壊
富美山第 3	I- 1 - 1492	急傾斜地の崩壊
鹿小路第 4	I- 1 - 1584	急傾斜地の崩壊
鹿小路第 1	I- 1 - 1585	急傾斜地の崩壊
鹿小路第 2	I- 1 - 1586	急傾斜地の崩壊
鹿小路第 3	I- 1 - 1587	急傾斜地の崩壊
鹿小路第 5	I- 1 - 2132	急傾斜地の崩壊
鹿小路第 6	I- 1 - 3566	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 160号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和4年3月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
小 林 市	八久保	18- 1	地 滑 り
	山中前	05- 205- 2 - 001	土 石 流
	新町谷川	05- 362- 1 - 022	土 石 流
	大平山	II- 1 - 5545	急傾斜地の崩壊
	下九瀬 10	II- 1 - 5701	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 161号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和4年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	笠ヶ谷川	10-203-1-143	土石流
	崩ヶ内谷川	10-203-1-144	土石流
	小山田谷川	10-203-1-146	土石流
	山田谷川2	10-203-2-077	土石流
	山田の谷川	10-203-2-078	土石流
	須佐谷川	10-203-1-142	土石流
	須佐町(3)大内谷川	10-203-3-028	土石流
	須佐町(4)大内谷川	10-203-3-029	土石流
	須佐第1	I-1-1582	急傾斜地の崩壊
	須佐第2	I-1-1583	急傾斜地の崩壊
	須佐第5	I-1-2145	急傾斜地の崩壊
	須佐第3	I-1-2136	急傾斜地の崩壊
	須佐第6	I-1-3562	急傾斜地の崩壊
	須佐第7	I-1-3563	急傾斜地の崩壊
	須佐第8	I-1-3648	急傾斜地の崩壊
	須佐第8-新①	I-1-3648-新①	急傾斜地の崩壊
	山月第1	I-1-1485	急傾斜地の崩壊
	山月第4	I-1-1488	急傾斜地の崩壊
	富美山第3	I-1-1492	急傾斜地の崩壊
鹿小路第4	I-1-1584	急傾斜地の崩壊	
鹿小路第1	I-1-1585	急傾斜地の崩壊	

鹿小路第2	I-1-1586	急傾斜地の崩壊
鹿小路第3	I-1-1587	急傾斜地の崩壊
鹿小路第5	I-1-2132	急傾斜地の崩壊
鹿小路第6	I-1-3566	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第162号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和4年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小林市	山中前	05-205-2-001	土石流
	新町谷川	05-362-1-022	土石流
	大平山	II-1-5545	急傾斜地の崩壊
	下九瀬10	II-1-5701	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和4年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス大塚店  
宮崎市大塚町馬場崎3549番 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及

び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館  
4階

4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年10月19日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,221㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

店舗棟西側及び南側 50台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

店舗棟南側 17台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

店舗棟西側 50㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗棟内西側 9.41㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和4年2月18日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和4年3月3日から令和4年7月4日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和4年3月3日から令和4年7月4日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

基本測量(成果不整合地域における基準点改測)

2 作業地域

西都市、児湯郡西米良村

3 作業終了日

令和4年2月2日

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した宮崎県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和4年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の日時

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	令和4年7月3日(日曜日) 午前10時10分から午後5時20分まで	令和4年9月11日(日曜日) 午前11時00分から午後4時00分まで
木造建築士試験	令和4年7月24日(日曜日) 午前10時10分から午後5時20分まで	令和4年10月9日(日曜日) 午前11時00分から午後4時00分まで

2 試験の場所

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 JA・AZMホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 JA・AZMホール
木造建築士試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 JA・AZMホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 JA・AZMホール

3 受験申込

受験申込は、原則として次のとおりインターネットにより行うものとする。

なお、インターネットによる受験申込を行うことができない正当な理由がある場合は、令和4年4月6日(水曜日)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部(電話 050-3033-3822)まで問い合わせること。

申込サイト	受付期間及び受付時間
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ( <a href="https://www.jaenic.or.jp/">https://www.jaenic.or.jp/</a> )	令和4年4月1日(金曜日)午前10時から令和4年4月14日(木曜日)午後4時まで

4 受験手数料  
18,500円

5 その他  
その他の詳細については、宮崎県土整備部建築住宅課（電話0985-26-7195）、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話 092-471-6310）又は一般社団法人宮崎県建築士会（電話0985-27-3425）まで問い合わせること。

---

宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）第65条第2項の規定による処分をしたので、同法第70条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 処分を受けた宅地建物取引業者
  - (1) 免許証番号 宮崎県知事（3）第4556号
  - (2) 商号又は名称 株式会社トータル・ホームズ
  - (3) 代表者の氏名 服部 雄二
  - (4) 主たる事務所の所在地 宮崎市吉村町江田原甲 208番地21
- 2 処分をした年月日  
令和4年2月22日
- 3 処分の内容  
業務停止22日間（令和4年3月10日から同年3月31日まで）
- 4 適用条項  
宅地建物取引業法第35条第1項並びに同法第65条第2項第2号及び第5号

**人事委員会規則**

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年3月3日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤健司

**宮崎県人事委員会規則第2号**

**不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則**

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成19年宮崎県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(審査請求書)</p> <p>第4条 審査請求書には、次に掲げる事項を記載し、請求人が<u>署名押印</u>（記名押印を含む。以下同じ。）しなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2 請求人が代理人によって審査請求をする場合は、審査請求書に前項各号に掲げる事項のほか、審査請求をする代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載し、当該代理人が<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(証人の宣誓)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに<u>署名押印</u>して行うものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(口述書の提出要求)</p> <p>第43条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 口述書には、証人が<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(再審の請求)</p> <p>第58条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の書面（以下「再審請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、再審の請求をしようとする者が<u>署名押印</u>して、正副各1通を人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>5 再審の請求人が代理人によって再審の請求をする場合は、再審請求書に前項に掲げる事項のほか再審の請求をする代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載し、当該代理人が<u>署名押印</u>をしなければならない。</p> <p>6 [略]</p>	<p>(審査請求書)</p> <p>第4条 審査請求書には、次に掲げる事項を記載し、請求人が<u>記名</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2 請求人が代理人によって審査請求をする場合は、審査請求書に前項各号に掲げる事項のほか、審査請求をする代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載し、当該代理人が<u>記名</u>しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(証人の宣誓)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに<u>署名</u>して行うものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(口述書の提出要求)</p> <p>第43条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 口述書には、証人が<u>署名</u>しなければならない。</p> <p>(再審の請求)</p> <p>第58条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の書面（以下「再審請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、再審の請求をしようとする者が<u>記名</u>して、正副各1通を人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>5 再審の請求人が代理人によって再審の請求をする場合は、再審請求書に前項に掲げる事項のほか再審の請求をする代理人の氏名、住所及び職名又は職業を記載し、当該代理人が<u>記名</u>しなければならない。</p> <p>6 [略]</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

## 宮崎県人事委員会規則第 3 号

## 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成14年宮崎県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号から別記様式第 6 号までの規定及び別記様式第 8 号中「印」を削る。

別記様式第 7 号を次のように改める。



附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月3日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第4号

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（昭和49年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(審査の請求) 第2条 [略] 2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査の請求をする者（以下「請求者」という。）が記名押印し、正副各1通を書類、記録その他の資料を添えて、人事委員会に提出しなければならない。 3 [略]	(審査の請求) 第2条 [略] 2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査の請求をする者（以下「請求者」という。）が記名し、正副各1通を書類、記録その他の資料を添えて、人事委員会に提出しなければならない。 3 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月3日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第5号

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録等に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号から別記様式第5号までの規定中「印」を削る。

別記様式第2号の1から別記様式第2号の3までの規定中「、印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の職員団体の登録等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月3日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第6号

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の修学部分休業に関する規則（平成17年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「職・氏名 ◎」を「職・氏名 」に、同様式（裏面）中

「申請者印」を「申請者確認」に、  
「任命権者印」を「任命権者  
確認」に改める。

別記様式第 2 号中「職・氏名 ◎」を「職・氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の職員の修学部分休業に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

#### 宮崎県人事委員会規則第 7 号

##### 職員の高齢者部分休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の高齢者部分休業に関する規則（平成17年宮崎県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号から別記様式第 3 号までの規定中「◎」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の職員の高齢者部分休業に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

#### 宮崎県人事委員会規則第 8 号

##### 職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成20年宮崎県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「◎」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の職員の自己啓発等休業に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

#### 宮崎県人事委員会規則第 9 号

##### 職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年宮崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号中「◎」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の職員の配偶者同行休業に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

### 人事委員会告示

不利益処分についての審査請求に関する提出書面の様式等を定める規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 4 年 3 月 3 日

## 宮崎県人事委員会告示第 1 号

## 不利益処分についての審査請求に関する提出書面の様式等を定める規程の一部を改正する告示

不利益処分についての審査請求に関する提出書面の様式等を定める規程（平成19年宮崎県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第28号中「印」を削り、「署名押印し」を「記名し」に改める。

様式第2号、様式第3号、様式第5号から様式第9号まで、様式第11号から様式第21号まで、様式第25号から様式第27号までの規定及び様式第29号中「印」を削り、「署名押印する」を「記名する」に改める。

様式第4号、様式第10号、様式第22号及び様式第23号中「印」を削る。

様式第24号中「印」を削り、「署名押印した」を「署名した」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の不利益処分についての審査請求に関する提出書面の様式等を定める規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

## 選挙管理委員会告示

## 宮崎県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和4年2月14日現在次のとおりである。

令和4年3月3日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,041人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 212,756人

## 宮崎県選挙管理委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和4年2月14日現在次のとおりである。

令和4年3月3日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

児湯郡選挙区 18,878人

--	--